

平成26年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成26年9月18日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 認定第 1号 平成25年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 2号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 3号 平成25年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 4号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 5号 平成25年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 6号 平成25年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 7号 平成25年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 8号 平成25年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
- 第11 発議第 7号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○追加日程

- 第 1 認定第 1号 平成25年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 2 認定第 2号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 3 認定第 3号 平成25年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 4 認定第 4号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 5 認定第 5号 平成25年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(決算特別委員会審査報告)

第 6 認定第 6 号 平成 25 年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(決算特別委員会審査報告)

第 7 認定第 7 号 平成 25 年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について

(決算特別委員会審査報告)

第 8 認定第 8 号 平成 25 年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
(決算特別委員会審査報告)

第 9 発議第 8 号 議員の派遣について

第 10 発議第 9 号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

第 11 意見案第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

第 12 意見案第 5 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

第 13 意見案第 6 号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出について

○出席議員(11名)

| | |
|-----------------|----------------|
| 1 番 森 淳 君 | 2 番 金 木 直 文 君 |
| 3 番 小 寺 光 一 君 | 4 番 寺 沢 孝 毅 君 |
| 5 番 船 本 秀 雄 君 | 6 番 磯 野 直 君 |
| 7 番 平 山 美 知 子 君 | 8 番 橋 本 修 司 君 |
| 9 番 駒 井 久 晃 君 | 10 番 熊 谷 俊 幸 君 |
| 11 番 室 田 憲 作 君 | |

○欠席議員(0名)

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人

| | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 舟 橋 泰 博 君 |
| 副 町 長 | 石 川 宏 君 |
| 教 育 長 | 山 口 芳 徳 君 |
| 教育委員会委員長 | 大 橋 鉄 夫 君 |
| 監 査 委 員 | 鈴 木 典 生 君 |
| 会 計 管 理 者 | 今 野 睦 子 君 |
| 総 務 課 長 | 井 上 顕 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 酒 井 峰 高 君 |

| | |
|---------|--------|
| 總務課主幹 | 丹羽浩二君 |
| 總務課總務係長 | 伊藤雅紀君 |
| 總務課職員係長 | 棟方富輝君 |
| 財務課長 | 三浦義之君 |
| 財務課財政係長 | 葛西健二君 |
| 財務課稅務係長 | 更科信輔君 |
| 町民課長 | 水上常男君 |
| 町民課主幹 | 水島明彦君 |
| 町民課主幹 | 飯作昌巳君 |
| 福祉課長 | 熊木良美君 |
| 福祉課長補佐 | 更科滋子君 |
| 福祉課主幹 | 奧山洋美君 |
| 福祉課主幹 | 門間憲一君 |
| 福祉課主幹 | 藤井延佳君 |
| 福祉課主幹 | 藤丸貴典君 |
| 福祉課主幹 | 村上達夫君 |
| 福祉課主幹 | 安宅正吉君 |
| 福祉課主幹 | 石川隆一君 |
| 福祉課主幹 | 笹浪滿文君 |
| 福祉課主幹 | 三上敏文君 |
| 産業課長 | 江良貢君 |
| 産業課長補佐 | 鈴木繁君 |
| 産業課主幹 | 渡辺博樹君 |
| 産業課主幹 | 佐々木慎也君 |
| 産業課主幹 | 木村康治君 |
| 産業課主幹 | 大平良治君 |
| 觀光振興係長 | |
| 産業課 | |
| 商工労働係長 | |
| 天売支所長 | 木村和美君 |
| 焼尻支所長 | 高橋伸君 |
| 学校管理課長 | 春日井征輝君 |
| 学校管理課主幹 | 宮崎寧大君 |

| | | | | |
|-------------------|---|---|---|---|
| 学校管理課主幹 兼 学校給食 | 湊 | 正 | 子 | 君 |
| センター所長 社会教育課長 | 杉 | 沢 | 敏 | 隆 |
| 兼 公民館長 | 永 | 原 | 裕 | 己 |
| 社会教育課補佐 | 大 | 西 | 将 | 樹 |
| 社会教育係長 | 今 | 村 | 裕 | 之 |
| 社会教育係員 | 井 | 上 | | 顯 |
| 農業委員 | | | | |
| 選挙管理員 | | | | |
| 事務局 | | | | |

○職務のため出席した事務局職員

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 藤 | 岡 | 典 | 行 | 君 |
| 総務係長 | 清 | 水 | 聡 | 志 | 君 |
| 書記 | 逢 | 坂 | 信 | 吾 | 君 |

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

2番 金 木 直 文 君 3番 小 寺 光 一 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号～認定第8号、発議第7号

○議長（室田憲作君） 日程第3、認定第1号 平成25年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第2号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第3号 平成25年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第4号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第5号 平成25年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第6号 平成25年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第7号 平成25年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第8号 平成25年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第11、発議第7号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成25年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要をご説明いたします。

資料については、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明をいたします。一般会計では、歳入決算額60億2,393万7,683円、歳出決算額58億1,298万7,6

19円、差し引き剰余金2億1,095万64円となっておりますが、初めに歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は約32億8,000万円で、前年対比3,123万円、0.9%の減は、特別交付税において離島航路欠損補助金が船舶の減価償却費や船員費などの減少に伴い減額となったものでございます。町税については約7億1,600万円、前年対比1,209万円、1.7%の増は、たばこ税の税率改正によるものでございます。国庫支出金及び道支出金につきましては、事業費の増減により変動しており、歳入合計では前年度より約9,000万円減少しております。

次に、歳出であります。性質別に主な経費の内容について説明いたします。投資的経費は約7億4,100万円、前年対比1億8,600万円減となっておりますが、その理由として減少したものは、農業振興事業として小麦や米穀乾燥調製貯蔵施設整備事業補助、水産業振興事業として北るもい漁業協同組合水産物荷さばき施設及び事務所整備事業補助、医療対策事業としてドクターヘリ施設整備工事、社会教育施設整備事業として総合体育館屋根改修などでございます。増加したものは、子育て支援対策事業として就学前児童施設整備事業補助や農業振興事業として農業振興センター整備補助、社会体育事業としてスキー場圧雪車購入などでございます。人件費は約10億1,400万円、前年対比2,400万円減となっており、職員の給料や共済費等の減少が主なものでございます。公債費は約7億9,100万円、前年対比2,600万円減となっており、元金償還金約1,600万円、利子償還金約1,000万円が減少しております。歳出決算額では約58億円となり、前年度比較約1億6,500万円、2.8%の減額となっております。

次に、特別会計でございますが、担当課長から説明をさせますので、私のほうからの説明は省略させていただきます。

水道事業会計のご説明をいたします。収益的収支の収入では、給水人口の減少及び北るもい漁業協同組合の移転や商業施設の使用量減少の影響により有収水量が2.7%減少いたしております。24年度との営業収益を比べますと594万4,520円の減額となった一方、支出においても繰上償還に伴う企業債支払利息の減少などにより支出全体で665万2,953円の減額となり、結果損益計算書では3,358万7,412円の純利益が生じたところでございます。次に、資本的収支では、栄町地区配水管布設など建設改良費で1,316万7,000円、企業債償還金が5,029万6,772円で、支出総額は6,346万3,772円となっております。それに対して収入がありませんので、不足いたします全額を留保資金等で補填いたしましたものでございます。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は82%であり、平成24年度より0.9ポイント増加しておりますが、委託料等の物件費や特別養護老人ホーム建設による介護保険事業特別会計への繰出金増加によるものが主なものでございます。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、このたびの議会に報告しているとおりでありますが、各比率ともに前年度より低下してお

り、特に将来負担比率については比率がなくなり、財政健全化が図られているという判断ができるものでございます。

以上、平成25年度各会計の決算概要をご説明いたしました。景気はアベノミクスによる大規模な金融緩和などに基づく円安、株高効果に支えられ、都市部や大企業では効果があらわれております。しかしながら、地方の経済は引き続き厳しい状況で推移しておりますことから、国は地方活性化に力を入れる予算編成を明確にし、地方を重視する姿勢が強調され、期待をしておりますが、地方がみずから計画的に簡素で効率的な行財政運営に努めることも求められております。このような状況の中、羽幌町の将来を見据えた公共施設のあり方を問う公共施設マネジメント計画策定に取りかかりましたが、財政計画と一体となって進めることが重要と考えております。これからもこのような取り組みに対し、住民の意見を拝聴し、ご理解を得ながら、将来を見据えた健全財政を目指してまいります。

また、別途監査委員から決算審査が報告されますが、審査意見等も踏まえ、適正な行財政運営を進めてまいりたく、これらの点もあわせて議会のご承認を賜りたく、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、発議第7号の提案理由は、平成25年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第7号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に6番、磯野直君、副委員長に8番、橋本修司君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長（室田憲作君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月19日まで休会いたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、これから9月19日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催いたします。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することいたします。

休会 午前10時14分

再開 午後 2時35分

○議長(室田憲作君) 決算特別委員会の審議が定刻内に終了しましたので、会議規則第10条第3項の規定により会議を再開します。

◎日程の追加

○議長(室田憲作君) これより認定第1号から認定第8号までを追加日程第1から追加日程第8として、発議第8号及び発議第9号を追加日程第9及び追加日程第10として、意見案第4号から意見案第6号までを追加日程第11から追加日程第13として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第8号までを追加日程第1から第8として、発議第8号及び発議第9号を追加日程第9及び第10として、意見案第4号から意見案第6号までを追加日程第11から13として議題とすることに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号

○議長(室田憲作君) 追加日程第1、認定第1号 平成25年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、追加日程第2、認定第2号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第3、認定第3号 平成25年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第4、認定第4号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第5、認定第5号 平成25年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第6、認定第6号 平成25年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第7、認定第7号 平成25年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、

追加日程第8 認定第8号 平成25年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計決算特別委員会に付託した事件であり、その審議結果について、会議規則第77条の規定により、各会計決算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計決算特別委員会委員長、磯野直君。

○各会計決算特別委員会委員長（磯野 直君）

平成26年 9月18日

羽幌町議会議長 室田 憲作 様

羽幌町各会計決算特別委員会
委員長 磯野 直

委員会審査報告

認定第1号 平成25年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成25年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成25年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

本委員会に付託された上記事件の審議結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 付託された議会 平成26年 9月18日 （第6回定例会）

2 委員会開催年月日 平成26年 9月18日

3 審査の経過及び結果

(1) 地方自治法第233条第3項及び同条第4項に基づき監査委員から「決算審査意見書」について説明を求めた。

(2) 理事者側（財務課長、建設水道課長）から決算書及び同認定資料について、それぞれ説明を求めた。

これらの説明は詳細になされ、委員会では本案件を慎重に審議した結果、水道事業剰余金の処分、及び各会計ともに原案可決及び認定すべきと決定したので報告する。

以上です。

○議長（室田憲作君） 本案については、全議員の委員をもって構成する各会計決算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑及び討論を省略することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

これから認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定すべきとするものであります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

◎発議第8号

○議長（室田憲作君） 追加日程第9、発議第8号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第9号

○議長（室田憲作君） 追加日程第10、発議第9号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第4号

○議長（室田憲作君） 追加日程第11、意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

8番、橋本修司君。

○8番（橋本修司君） 意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。
平成26年9月17日提出。

提出者、羽幌町議会議員、橋本修司。賛成者、同じく、船本秀雄、同じく、小寺光一。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の設備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続またはこれにかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施設の充実・強化を図ること。

2 国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月17日、北海道羽幌町議会議長、室田憲作。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長（室田憲作君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第5号

○議長（室田憲作君） 追加日程第12、意見案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 意見案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月17日提出。

提出者、羽幌町議会議員、磯野直。賛成者、羽幌町議会議員、駒井久晃、同じく、平山美知子。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の

法的責任は明確となっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数存在するところであり、特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定がなされないといった実態が報告されるなど、現行制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時において、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたところであるが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、具体的措置が講じられていない状況にある。

よって、国においては、肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活充実の実現は、一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、次の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る肝炎医療に対し、医療費助成制度を創設すること。
- 2 ウイルス性肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月17日、北海道羽幌町議会議長、室田憲作。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（室田憲作君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにします。

◎意見案第6号

○議長（室田憲作君） 追加日程第13、意見案第6号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、駒井久晃君。

○9番（駒井久晃君） 意見案第6号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月17日。

提出者、羽幌町議会議員、駒井久晃。賛成者、羽幌町議会議員、金木直文、同じく、平山美知子。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、北海道羽幌町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月17日、北海道羽幌町議会議員、室田憲作。

意見書提出先、内閣総理大臣。

以上であります。

○議長（室田憲作君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第6号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにします。

◎閉会の議決

○議長（室田憲作君） これで本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て審議を終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） これで平成26年第6回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 3時01分）